

# 資 料 編

## 目 次

1. 人口の将来予測.....	1
2. 公共下水道の実績と計画.....	6
3. 合併処理浄化槽の実績.....	9
4. 有機性廃棄物の処理実績.....	11
5. し尿及び浄化槽汚泥の計画原単位.....	12
6. 生活排水処理の予測結果.....	13
7. 環境への配慮.....	15

## 1. 人口の将来予測

### (1) 行政区域内人口の設定方法

行政区域内人口の将来人口は、第2期大牟田市人口ビジョン及び大牟田市ごみ処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）を基に算出します。

### (2) 生活排水処理形態別人口の予測方法

生活排水処理形態別人口の将来予測は、過去10年間（平成22年度から令和元年度）の実績を基に行います。

予測については、過去10年間の実績に一定の増減が認められる場合は、最も近似する回帰式を最小二乗法で求めて行います。

回帰式を求める方法として、次の6ケース（「ごみ処理施設構造指針解説」（厚生省水道環境部監修）に示される6式）について検討します。ただし、実績値の変動が大きく一定の傾向がない場合（相関係数が低い場合）や現実的でない場合には、現況固定（令和元年度の実績値で推移）により予測値を設定します。

①	一次傾向線	: $y = a x + b$
②	二次傾向線	: $y = a x^2 + b x + c$
③	一次指数曲線	: $y = a \times b^x$
④	べき曲線	: $y = y_0 + a \times x^b$
⑤	対数曲線	: $y = a \times \ln(x) + b$
⑥	ロジスティック曲線	: $y = K / (1 + e^{(a-bx)})$
	x	: 年度（基本年からの経過年数）
	y	: x年度（基本年からx年後）の推計値
	y <sub>0</sub>	: 実績初年度の値
	K	: 過去の実績値から求められる飽和値
	a、b、c	: 最小二乗法により求められる定数

表 1-1 傾向線の種類と概要

種類	概要
一次傾向線	将来の発生量は直線的に増加または減少します。
二次傾向線	上または下に凸の曲線で頂上(底)を超えると増加(減少)傾向が続く。長期間の予測式として採用する時は注意を要します。
一次指数曲線 べき曲線	式の係数により曲線の動きは異なるが、将来の発生量は急増(急減)するか、増加の傾向が徐々に穏やかになります。
対数曲線	将来の発生量の増加(減少)の動きが徐々に緩やかになります。
ロジスティック曲線	最初は緩やかに増加(減少)し、その後急激に増加(減少)します。一定値に(上限または下限)に達すると動きはほぼ横ばいとなります。

## (3) 行政区域内人口の設定

本市は、一般廃棄物処理基本計画のごみ処理基本計画を令和元年12月に策定しました。

ごみ処理基本計画は、大牟田市人口ビジョンを基に行政区域内人口を設定しています。本計画は、ごみ処理基本計画との整合性を取るために、ごみ処理基本計画の行政区域内人口を基に設定します。

本計画の人口は各年度末を基準としていますが、ごみ処理基本計画は各年の10月1日を基準としています。よって、本計画の行政区域内人口はごみ処理基本計画の該当年度の人口と次年度の人口の平均値とします。

表 1-2 行政区域内人口の設定

単位:人						
項目/年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
大牟田市人口ビジョン						104,700
ごみ処理基本計画	110,664	109,397	108,201	107,022	105,860	104,700
本計画	110,031	108,799	107,612	106,441	105,280	104,143

項目/年度	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
大牟田市人口ビジョン					99,211	
ごみ処理基本計画	103,586	102,474	101,380	100,302	99,211	98,197
本計画	103,030	101,927	100,841	99,757	98,704	

注)ごみ処理基本計画は各年10月1日人口。本計画は各年度末人口。

## (4) 生活排水処理形態別人口の予測結果

## ① 合併処理浄化槽人口の予測

合併処理浄化槽については、令和元年10月、公共下水道事業計画区域が拡大されたことから、合併処理浄化槽設置の補助対象区域が縮小しました。前計画では年間232基の設置目標を掲げていましたが、過去10年間（平成22年度から令和元年度）の実績及び公共下水道の整備状況を踏まえ、本計画においては、新築住宅で年間30基、既存住宅の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの切り替えで年間100基、合わせて年間130基を目標としています。また、公共下水道事業計画区域内においては、合併処理浄化槽の設置補助はありませんが、年間30基程度が設置されると想定しています。

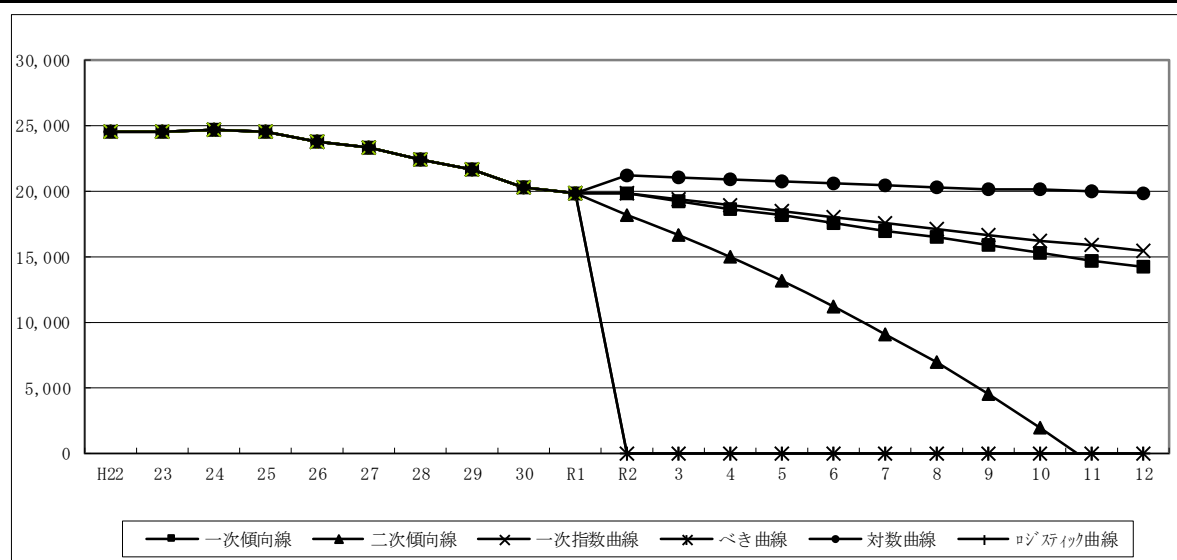
合併処理浄化槽人口の予測は、合併処理浄化槽の新たな設置と公共下水道の普及計画を考慮し人口を決定します。

二次傾向線は減少数が大きく令和11年度にはマイナスとなり、対数曲線は令和2年度に増加し、令和12年度の基数が令和元年度より多くなるので除外します。よって、一次傾向線と一次指数曲線の内、相関係数が高い一次傾向線を採用します。

表 1-3 合併処理浄化槽人口の予測

単位:人

年度	実績					
H22	24,407					
23	24,432					
24	24,549					
25	24,464					
26	23,703					
27	23,201					
28	22,414					
29	21,567					
30	20,258					
R1	19,700					
回帰式	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	対数曲線	ロジスティック曲線
R2	19,765	18,069	19,842	-	21,116	-
3	19,200	16,580	19,347	-	20,944	-
4	18,636	14,937	18,864	-	20,786	-
5	18,071	13,139	18,393	-	20,639	-
6	17,507	11,188	17,934	-	20,503	-
7	16,942	9,082	17,486	-	20,375	-
8	16,378	6,822	17,050	-	20,255	-
9	15,813	4,408	16,624	-	20,142	-
10	15,249	1,840	16,209	-	20,036	-
11	14,684	-882	15,804	-	19,934	-
12	14,120	-3,758	15,410	-	19,838	-
採用値	○					
相関係数	0.94016	0.99465	0.92927	-	0.79687	-
推計式	$Y=aX+b$	$Y=aX^2+bX+c$	$Y=ab^x$	$Y=Y_0+aX^b$	$Y=a\ln X+b$	$Y=K/(1+e^{-(a-bX)})$
a=	-564.50	-77.06	44,556.54	-	-1,976.23	-
b=	37,828.83	3,519.71	0.98	-	25,854.48	-
c=	-	-15,651.23	-	-	-	-
$Y_0$ =	-	-	-	24,407.00	-	-
K=	-	-	-	-	-	-
X=	t	t	t	0,1,2,...	1,2,3,...	t



② 単独処理浄化槽人口の予測

単独処理浄化槽は、平成12年の法改正により、平成13年4月1日から単独処理浄化槽の新規設置が基本的にできなくなりました。今後は、公共下水道や合併処理浄化槽に移行すると想定し、漸次減少していくものとします。

平成22年度から令和元年度の平均減少数は年間約300人です。その内、平成22年度から25年度にかけては、年間540人程度減少していましたが、平成25年度から30年度は、年間130人程度の減少で推移しました。また、直近の令和元年度は、減少数が増加し、408人減少しています。

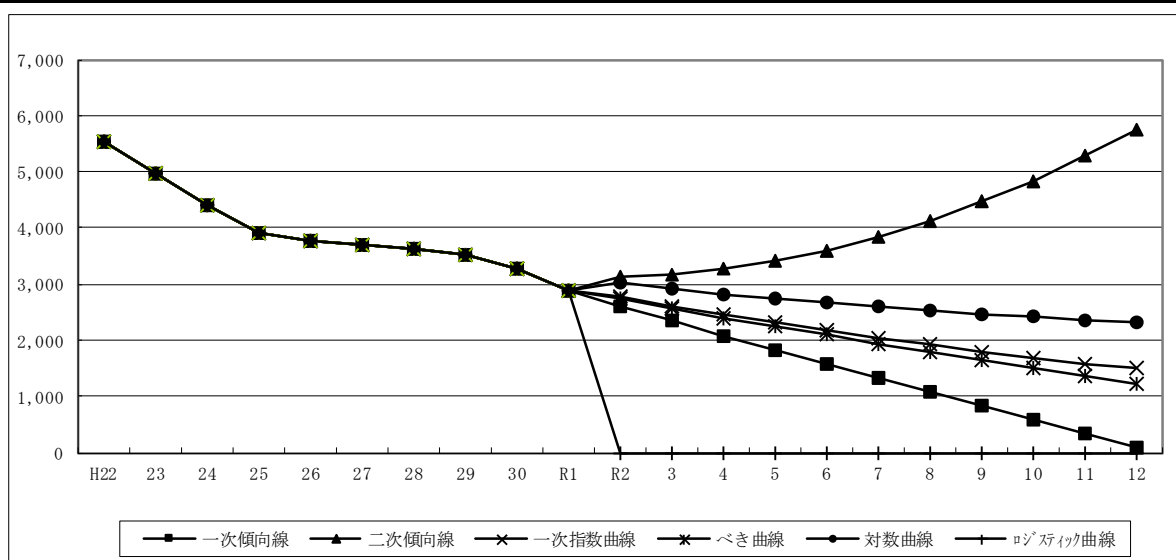
単独処理浄化槽人口の予測は上記を考慮し人口を決定します。

二次傾向線は増加傾向を示し、対数曲線は令和2年度に増加し、その後の減少数が少ないので除外します。過去の減少数を考慮すると、年間250人減少する一次傾向線が近いと思われませんが、令和元年の単独処理浄化槽人口は、2,870人で本市の人口の2.5%と少ない状況です。今後は、公共下水道が敷設されても、接続されない者の割合が高くなり、減少数が下がると想定され、一次傾向線も除外します。よって、一次指数曲線とべき曲線の内、相関係数が高いべき向線を採用します。

表 1-4 単独処理浄化槽人口の予測

単位:人

年度	実績					
H22	5,538					
23	4,976					
24	4,405					
25	3,916					
26	3,775					
27	3,704					
28	3,639					
29	3,510					
30	3,278					
R1	2,870					
回帰式	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	対数曲線	ロジスティック曲線
R2	2,585	3,124	2,769	2,738	3,005	-
3	2,335	3,167	2,603	2,568	2,911	-
4	2,085	3,260	2,447	2,403	2,825	-
5	1,835	3,401	2,300	2,243	2,745	-
6	1,585	3,591	2,162	2,088	2,671	-
7	1,335	3,830	2,032	1,937	2,601	-
8	1,084	4,119	1,910	1,790	2,536	-
9	834	4,456	1,796	1,647	2,475	-
10	584	4,842	1,688	1,506	2,416	-
11	334	5,277	1,587	1,368	2,361	-
12	84	5,761	1,491	1,234	2,308	-
採用値				○		
相関係数	0.94501	0.97351	0.96116	0.96495	0.98531	-
推計式	$Y=aX+b$	$Y=aX^2+bX+c$	$Y=ab^x$	$Y=Y_0+aX^b$	$Y=a\ln X+b$	$Y=K/(1+e^{-(a-bX)})$
a=	-250.15	24.47	20,070.25	-670.89	-1,077.28	-
b=	10,590.12	-1,547.05	0.94	0.62	5,588.27	-
c=	-	27,572.08	-	-	-	-
$Y_0$ =	-	-	-	5,538.00	-	-
K=	-	-	-	-	-	-
X=	t	t	t	0,1,2,...	1,2,3,...	t



## 2. 公共下水道の実績と計画

## (1) 過去10年間の実績

平成22年度から令和元年度の10年間で、下水道処理区域人口は20,117人、公共下水道(水洗化)人口は15,399人増加しています。

表 2-1 公共下水道の過去10年間の実績

項目／年度	単位	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
整備面積	ha	1,077	1,121	1,205	1,291	1,396
行政区域内人口	人	125,240	124,028	123,105	121,630	120,211
下水道処理区域人口	人	56,524	58,478	61,122	62,980	65,713
下水道人口普及率	%	45.1	47.1	49.7	51.8	54.7
公共下水道(水洗化)人口	人	39,256	40,889	42,727	44,559	46,938

項目／年度	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	備考
整備面積	ha	1,475	1,548	1,629	1,680	1,757	
行政区域内人口	人	118,756	117,224	115,803	114,496	112,815	(A)
下水道処理区域人口	人	68,458	70,708	73,546	74,740	76,641	(B)
下水道人口普及率	%	57.6	60.3	63.5	65.3	67.9	(C)=(B)/(A)×100
公共下水道(水洗化)人口	人	49,006	50,380	52,195	53,349	54,655	(D)

注) 各人口は年度末人口。

資料: 企業局



## (2) 公共下水道の計画

公共下水道については計画的かつ効果的に整備を推進します。また、公共下水道の処理区域内の未接続家屋に対し、水洗化普及促進相談員による戸別訪問を中心とした水洗化促進を継続して行います。

公共下水道（水洗化）人口については、計画期間は下水道区域の整備を推進している段階のため、下水道の使用が可能となる人口の増に加え、既に水洗化済の区域からの人口減少も考慮し、公共下水道（水洗化）人口を設定します。

表 2-2 公共下水道の計画

項目／年度	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
整備面積	ha	1,800	1,890	1,980	2,070	2,160	2,250
行政区域内人口	人	110,031	108,799	107,612	106,441	105,280	104,143
下水道処理区域人口	人	76,912	78,227	79,526	80,789	82,014	83,211
下水道人口普及率	%	69.9	71.9	73.9	75.9	77.9	79.9
公共下水道(水洗化)人口	人	54,839	55,776	56,703	57,603	58,476	59,330

項目／年度	単位	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	備考
整備面積	ha	2,340	2,430	2,520	2,610	2,700	
行政区域内人口	人	103,030	101,927	100,841	99,757	98,704	(A)
下水道処理区域人口	人	84,382	85,517	86,623	87,687	88,735	(B)
下水道人口普及率	%	81.9	83.9	85.9	87.9	89.9	(C)=(B)/(A)×100
公共下水道(水洗化)人口	人	60,165	60,974	61,763	62,521	63,269	(D)

注)各人口は年度末人口。

資料:企業局

## (3) 水洗化支援制度

本市では、水洗化に関する支援策として以下の制度を設けています。

## ① 水洗化促進特別補助制度

本市では、平成23年4月以降にくみ取りトイレを水洗トイレに改造する工事、または浄化槽から下水道へ切り替える工事が完成した人で、世帯全員の所得の合計が、2,275,200円以下の場合に1棟につき10万円の補助金を交付します。(自己の居住の用に供している家屋のみが対象)

※令和3年4月以降は、「下水の処理開始の告示日から3年が経過した工事」は対象外になります。

## ② 低地等に設置する宅地内汚水ポンプ設備の設置費用等の補助

公共下水道への接続工事を行う際に、家屋の立地が低地等の理由により、ポンプ設備を設置しなければ接続できない場合、ポンプ設備の設置費用を補助します。

ポンプ設備の設置から一定の期間が経過後に行うポンプ設備の更新または修繕に要する費用も補助の対象となります。

【新規に設置する場合】

- ・宅地内汚水ポンプ設備の設置費用のうち、企業局が認めた額の全額。ただし、上限 100 万円

【更新または修繕する場合】

- ・ポンプ設備の設置から 7 年以上 15 年未満に更新または修繕を行う場合は、企業局が認めた額の半額。ただし、上限 10 万円
- ・ポンプ設備の設置から 15 年経過後に更新または修繕を行う場合は、企業局が認めた額の全額。ただし、上限 20 万円

③ 高齢者への補助制度

下水の処理開始の告示日から 3 年以内にくみ取りトイレを水洗トイレに改造する工事、または浄化槽から下水道へ切り替える工事が完成した人で、65 歳以上の者のみで構成される世帯の場合は 1 棟につき 3 万円の補助金を交付します。(自己の居住の用に供している家屋のみが対象)

④ 水洗トイレ改造奨励金制度

下水の処理開始の告示日から 3 年以内に水洗トイレ改造資金融資あっせん制度を利用せずにくみ取りトイレを水洗トイレに改造する工事、または浄化槽から下水道へ切り替える工事が完成した人に、工事の完成日に応じて奨励金を交付します。

- ・下水の処理開始の告示日から 1 年以内の工事は 1 棟につき 7 万円
- ・下水の処理開始の告示日から 1 年を超え 2 年以内の工事は 1 棟につき 5 万円
- ・下水の処理開始の告示日から 2 年を超え 3 年以内の工事は 1 棟につき 3 万円

⑤ 水洗トイレ改造資金融資あっせん制度

自己資金でくみ取りトイレを水洗トイレにする工事、または浄化槽から下水道へ切り替える工事が困難な場合は、工事資金の融資のあっせんが受けられます。

⑥ 水洗トイレ改造融資金利子補給制度

水洗トイレ改造資金融資あっせん制度を利用した人で、下水の処理開始の告示日から 3 年以内にくみ取りトイレを水洗トイレに改造する工事、または浄化槽から下水道へ切り替える工事が完成した人に対して、借入れをした金融機関に支払った利子の 100%相当額を補給します。

ただし、65 歳以上の者のみで構成される、または世帯全員の所得が 2,275,200 円以下の世帯の人の場合は、下水の処理開始の告示日から 3 年経過後に工事が完了した場合も補給します。

⑦ 私道設置共同排水設備助成制度

私道に下水道管を布設する場合の費用は個人負担となりますが、下記の条件を満たす場合は、くみ取りトイレを水洗トイレに改造する工事、または浄化槽から下水道へ切り替える工事を行った棟数に応じて工事費の 3 分の 2 から全額を助成します。

- ・私道の幅員が1.0メートル以上
- ・当該私道に布設する下水道管を利用しなければ汚水を排除することができない所有者の異なる家屋が2棟以上あり、かつ、共同で布設する下水道管の設置後、2棟以上が直ちにくみ取りトイレを水洗トイレに改造する工事、または浄化槽から下水道へ切り替える工事を行うとき
- ・当該私道に下水道管を布設することについて、私道の所有者およびその他の権利者全員が同意し、かつ、当該私道の用途を変更しないことを誓約したとき

### 3. 合併処理浄化槽の実績

#### (1) 過去10年間の実績

平成22年度から令和元年度の10年間で、1,594基の合併処理浄化槽が設置されています。その内、1,090基が補助金を活用して設置されています。

表 3-1 合併処理浄化槽の設置基数の実績（合計）

単位：基

規模	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	合計
5人槽	93	100	87	127	79	86	95	74	75	85	901
6～7人槽	44	75	60	63	42	40	35	25	26	30	440
8～10人槽	6	5	10	6	3	6	7	1	3	6	53
11～20人槽	11	5	4	7	4	6	2	4	7	4	54
21～30人槽	11	7	10	4	12	4	2	6	3	1	60
31～50人槽	4	4	9	10	9	5	4	4	4	2	55
51人槽以上	4	1	3	5	4	5	2	0	6	1	31
合計	173	197	183	222	153	152	147	114	124	129	1,594

表 3-2 合併処理浄化槽の設置基数の実績（補助金活用）

単位：基

規模	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	合計
5人槽	58	89	56	87	42	69	56	41	57	57	612
6～7人槽	31	74	44	45	34	31	28	27	20	24	358
8～10人槽	2	4	6	3	3	1	4	0	2	4	29
11～20人槽	7	3	3	2	2	4	2	1	5	2	31
21～30人槽	4	5	3	3	2	5	2	2	4	1	31
31～50人槽	4	1	5	3	3	4	3	1	4	1	29
51人槽以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	106	176	117	143	86	114	95	72	92	89	1,090

## (2) 補助制度

公共用水域等の水環境を保全し、生活環境の向上を図るため、昭和 63 年度から、公共下水道事業計画区域外の地域において、処理対象人員 50 人以下の合併処理浄化槽を新規に設置しようとする者に対して、浄化槽設置整備事業による補助制度を開始し、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

さらに、生活排水対策を推進するため、平成 23 年度から公共下水道全体計画区域外の地域、平成 24 年 10 月からは公共下水道事業計画区域外の地域で、自己が所有し、かつ居住する既存住宅において、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から 10 人槽以下の合併処理浄化槽へ切り替える者に対して、合併処理浄化槽設置補助金の上乗せを行っています。

表 3-3 既存住宅の単独処理浄化槽からの切り替え（限度額 令和 2 年度）

浄化槽(人槽)	5	6	7	8	9~10
補助額(円)	947,000	1,039,000	1,131,000	1,230,000	1,433,000

表 3-4 既存住宅のくみ取り便槽からの切り替え（限度額 令和 2 年度）

浄化槽(人槽)	5	6	7	8	9~10
補助額(円)	847,000	939,000	1,031,000	1,130,000	1,333,000

表 3-5 新築住宅（限度額 令和 2 年度）

浄化槽(人槽)	5	6	7	8	9~10
補助額(円)	332,000	373,000	414,000	458,000	548,000

浄化槽(人槽)	11~15	16~20	21~25	26~30	31~40	41~50
補助額(円)	743,000	939,000	1,205,000	1,472,000	1,754,000	2,037,000

## (3) 住宅施設の補助金活用による設置基数

住宅施設における補助金活用による新築住宅への合併処理浄化槽設置と、既存住宅の切り替え（単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの切り替え）による合併処理浄化槽の設置基数を示します。

表 3-6 住宅施設の補助金活用による設置基数

単位:基

年度/項目	新築住宅	既存住宅の切替	合計
平成22年	87	12	99
平成23年	148	26	174
平成24年	72	36	108
平成25年	57	81	138
平成26年	43	34	77
平成27年	59	46	105
平成28年	48	40	88
平成29年	39	27	66
平成30年	39	41	80
令和元年	36	44	80
合計	628	387	1,015
年平均	63	39	102

## 4. 有機性廃棄物の処理実績

東部環境センターでは、し尿及び浄化槽汚泥の処理の過程で発生する余剰汚泥に、有機性廃棄物（魚さい・給食調理くず・ディスプレイ排水処理汚泥）を混ぜ合わせ資源化（堆肥化）を行っています。

表 4-1 有機性廃棄物の処理実績

単位:t

年度/項目	有機性廃棄物搬入量	堆肥製造量
平成22年	61	405
平成23年	56	308
平成24年	58	295
平成25年	58	249
平成26年	58	263
平成27年	65	211
平成28年	61	199
平成29年	59	188
平成30年	61	183
令和元年	50	146

## 5. し尿及び浄化槽汚泥の計画原単位

過去3年間の処理量の平均値を計画原単位として設定します。よって、計画原単位は、し尿 4.46ℓ/人・日、浄化槽汚泥 3.22ℓ/人・日となります。

表 5-1 収集人口、年間処理量及びし尿等の原単位の実績

項目／年度		平成29年	平成30年	令和元年
収集人口 (人)	し尿	38,531	37,611	35,590
	浄化槽	25,077	23,536	22,570
	合併処理浄化槽	21,567	20,258	19,700
	単独処理浄化槽	3,510	3,278	2,870
年間処理量 (kℓ/年)	し尿	63,487	60,231	58,204
	浄化槽汚泥	28,786	27,925	27,058
	計	92,273	88,156	85,262
原単位 (ℓ/人・日)	し尿	4.51	4.39	4.47
	浄化槽汚泥	3.14	3.25	3.28

注)各人口は年度末人口。

表 5-2 し尿等の計画原単位

	し 尿	浄化槽汚泥
原単位(ℓ/人・日)	4.46	3.22

## 6. 生活排水処理の予測結果

表 6-1 生活排水処理の実績

項目/年度		実績										備考
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
処理形態別人口 (人)	1. 行政区域内人口	125,240	124,028	123,105	121,630	120,211	118,756	117,224	115,803	114,496	112,815	①
	2. 計画処理区域内人口	125,240	124,028	123,105	121,630	120,211	118,756	117,224	115,803	114,496	112,815	②
	3. 水洗化・生活雑排水処理人口	63,663	65,321	67,276	69,023	70,641	72,207	72,794	73,762	73,607	74,355	③: $\Sigma$ ④~⑤
	(1) 合併処理浄化槽人口	24,407	24,432	24,549	24,464	23,703	23,201	22,414	21,567	20,258	19,700	④
	(2) 公共下水道(水洗化)人口	39,256	40,889	42,727	44,559	46,938	49,006	50,380	52,195	53,349	54,655	⑤
	水洗化・生活雑排水処理率	50.8%	52.7%	54.6%	56.7%	58.8%	60.8%	62.1%	63.7%	64.3%	65.9%	⑥: ③/②
	4. 水洗化・生活雑排水未処理人口	5,538	4,976	4,405	3,916	3,775	3,704	3,639	3,510	3,278	2,870	⑦
	単独処理浄化槽人口											
	5. 非水洗化人口	56,039	53,731	51,424	48,691	45,795	42,845	40,791	38,531	37,611	35,590	⑧: $\Sigma$ ⑨~⑩
	(1) ㊦尿収集人口	56,025	53,717	51,424	48,691	45,795	42,845	40,791	38,531	37,611	35,590	⑨
(2) 自家処理人口	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	⑩	
6. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	⑪: ①-②	
処理量 (k㊦/年)	7. ㊦尿	93,306	92,234	86,193	78,050	73,944	71,584	67,964	63,487	60,231	58,204	⑫
	8. 単独処理浄化槽汚泥	33,069	32,477	32,202	31,765	31,003	30,226	29,824	28,786	27,925	27,058	⑬
	9. 合併処理浄化槽汚泥											
	合計	126,375	124,711	118,395	109,815	104,947	101,810	97,788	92,273	88,156	85,262	⑭: ⑫+⑬
日平均 処理量 (k㊦/日)	10. ㊦尿	255.6	252.0	236.1	213.8	202.6	195.6	186.2	173.9	165.0	159.0	⑮: ⑫ $\div$ 365(366)
	11. 単独処理浄化槽汚泥	90.6	88.7	88.2	87.0	84.9	82.6	81.7	78.9	76.5	73.9	⑯: ⑬ $\div$ 365(366)
	12. 合併処理浄化槽汚泥											
	合計	346.2	340.7	324.3	300.8	287.5	278.2	267.9	252.8	241.5	232.9	⑰: $\Sigma$ ⑮~⑯
原単位 (㊦/人・日)	13. ㊦尿	4.56	4.69	4.59	4.39	4.42	4.56	4.56	4.51	4.39	4.47	⑱: ⑫ $\div$ ⑨ $\div$ 365(366)
	14. 単独処理浄化槽汚泥	3.03	3.02	3.05	3.07	3.09	3.07	3.14	3.14	3.25	3.28	⑲: ⑬ $\div$ (⑤+⑦) $\div$ 365(366)
	15. 合併処理浄化槽汚泥											

注) 各人口は年度末人口。

表 6-2 生活排水処理の予測

項目/年度		予 測										備 考	
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年		令和12年
処理形態別人口(人)	1. 行政区域内人口	110,031	108,799	107,612	106,441	105,280	104,143	103,030	101,927	100,841	99,757	98,704	①: 設定人口
	2. 計画処理区域内人口	110,031	108,799	107,612	106,441	105,280	104,143	103,030	101,927	100,841	99,757	98,704	②: ①と同じ
	3. 水洗化・生活雑排水処理人口	74,604	74,976	75,339	75,674	75,983	76,272	76,543	76,787	77,012	77,205	77,389	③: ④~⑤
	(1) 合併処理浄化槽人口	19,765	19,200	18,636	18,071	17,507	16,942	16,378	15,813	15,249	14,684	14,120	④: 推計人口
	(2) 公共下水道(水洗化)人口	54,839	55,776	56,703	57,603	58,476	59,330	60,165	60,974	61,763	62,521	63,269	⑤: 企業局計画人口
	水洗化・生活雑排水処理率	67.8%	68.9%	70.0%	71.1%	72.2%	73.2%	74.3%	75.3%	76.4%	77.4%	78.4%	⑥: ③/②
	4. 水洗化・生活雑排水未処理人口	2,738	2,568	2,403	2,243	2,088	1,937	1,790	1,647	1,506	1,368	1,234	⑦: 推計人口
	単独処理浄化槽人口												
	5. 非水洗化人口	32,689	31,255	29,870	28,524	27,209	25,934	24,697	23,493	22,323	21,184	20,081	⑧: ⑨~⑩
	(1) ㊦尿収集人口	32,689	31,255	29,870	28,524	27,209	25,934	24,697	23,493	22,323	21,184	20,081	⑨: ②-③-⑦-⑩
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	⑩	
6. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	⑪: ①-②	
処理量(kℓ/年)	7. ㊦尿	53,214	50,880	48,625	46,561	44,294	42,218	40,204	38,349	36,340	34,485	32,690	⑫: ⑨×⑩×365(366)
	8. 単独処理浄化槽汚泥	26,448	25,584	24,727	23,940	23,030	22,188	21,353	20,577	19,692	18,866	18,046	⑬: (④+⑦)×⑩×365(366)
	9. 合併処理浄化槽汚泥												
合計	79,662	76,464	73,352	70,501	67,324	64,406	61,557	58,926	56,032	53,351	50,736	⑭: ⑫+⑬	
日平均処理量(kℓ/日)	10. ㊦尿	145.8	139.4	133.2	127.2	121.4	115.7	110.1	104.8	99.6	94.5	89.6	⑮: ⑨×⑩
	11. 単独処理浄化槽汚泥	72.5	70.1	67.7	65.4	63.1	60.8	58.5	56.2	54.0	51.7	49.4	⑯: (④+⑦)×⑩
	12. 合併処理浄化槽汚泥												
合計	218.3	209.5	200.9	192.6	184.5	176.5	168.6	161.0	153.6	146.2	139.0	⑰: ⑮~⑯	
原単位(ℓ/人・日)	13. ㊦尿	4.46	4.46	4.46	4.46	4.46	4.46	4.46	4.46	4.46	4.46	4.46	⑱: 過去3カ年の実績値
	14. 単独処理浄化槽汚泥	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	⑲: 過去3カ年の実績値
	15. 合併処理浄化槽汚泥												

注) 各人口は年度末人口。

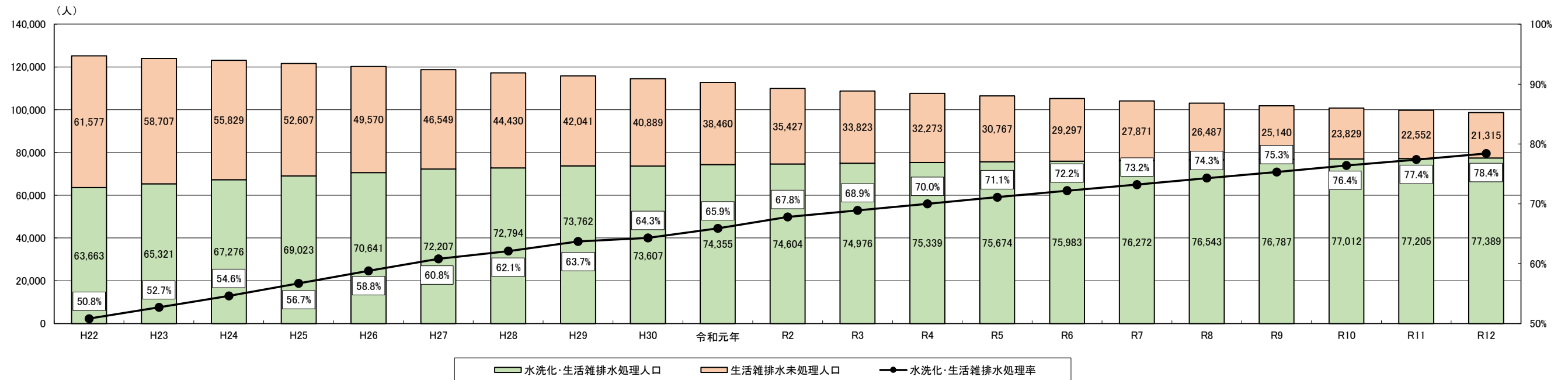


図 6-1 生活排水処理形態別人口の実績と予測



## 7. 環境への配慮

本計画と関係がある SDGs の目標とターゲットは以下のとおりです。

### 【目標 6 安全な水とトイレを世界中に】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

ターゲット

6.1	2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6.2	2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6.3	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

## 【目標 14 海の豊かさを守ろう】

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

ターゲット

14.1	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組みを行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。